６　障害福祉サービス（自立支援給付）

６－１　障害福祉サービスの概要

障害福祉サービスには、居宅介護や短期入所などの「介護給付」と、機能訓練や生活訓練、就労移行支援などの「訓練等給付」等があります。（次頁以降「対象サービス一覧」参照）

支給申請については、電話又はFAXにて、障がい者支援課まで事前にご相談ください。
（TEL：０４７－７１２－８５１７　FAX：０４７－７１２－８７２７）
※ 窓口での相談をご希望の場合は、事前予約をお願いしております。
　ご理解・ご協力をお願いいたします。

市は申請に基づき、認定調査を行い、支給決定及び受給者証の発行をいたします。
（支給決定期間中に利用したサービスに係る自己負担額の一部又は全部が支給されます。）

※ 介護保険の対象となる方は、原則、介護保険制度が優先されます。

給付を受けるまでの流れ

※ 申請から支給決定までは一定期間必要です。必要な期間は、支給申請するサービスの種類によって異なります。

① **相談・支給申請**（窓口：障がい者支援課）
　※ 申請には個人番号確認書類、本人確認書類等が必要です。
⇩
② **認定調査**（心身の状況に関する調査を行います。）
⇩
③ **主治医へ意見書依頼**（市が依頼します。）
⇩
④ **審査会での判定**（障害支援区分（非該当・１～６）を認定します。）
　※ 障害支援区分は、障がいの状況によって、
　　３か月～36か月の期間で認定します。
⇩
⑤ **支給決定**（市が受給者証を交付します。）

６－２　対象サービス一覧（介護給付）　※ 水色の受給者証

サービス名	対象障がい	主なサービス内容
居宅介護	㊎ ㊍ ㊌ ㊏	○ 障がい者・児の自宅をホームヘルパーが訪問して、下記のサービスを行います。 《サービスの内容》 身体介護：食事、排泄、着替え、入浴等の介護 家事援助：掃除、洗濯、調理、買い物等の援助 通院等介助・・・　病院等への通院の介助など その他家事並びに生活等についての助言・相談 ※　障害支援区分１以上の方
重度訪問介護	㊎ ㊏ ㊍ ㊌	○ 重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい・精神障がいにより、行動上著しい困難を有し、常に介護を必要とする方に、自宅で入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動中の介護を総合的に行います。 ※　障害支援区分４以上で、かつ一定の要件を満たす方
重度障害者等包括支援	㊎ ㊏ ㊍ ㊌	○ 介護の必要性が特に高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。 ※　障害支援区分６で、かつ一定の要件を満たす方
行動援護	㊍ ㊌	○ 自己判断能力が制限されている方が危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護や行動する際に必要な援助を行います。 ※　障害支援区分３以上で、かつ一定の要件を満たす方
同行援護	㊎ ㊏	○ 視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する方に、外出する際に必要な、視覚的情報の提供や移動時の援護、排泄・食事等の介護その他援助を行います。 ※ 別途、アセスメント調査が必要
療養介護	㊎ ㊏ ㊍	○ 医療機関において医療と介護を常時必要とする方に、機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の介助を行います。 ※　ALS　障害支援区分６以上の方 ※　筋ジストロフィー　障害支援区分５以上の方 ※　重症心身障がい者　障害支援区分５以上の方
生活介護	㊎ ㊍ ㊌ ㊏	○ 障害者支援施設等において、食事や入浴、排泄等の介護や日常生活上の支援、軽作業等の生産・創作活動の機会の提供など身体機能・生活能力の向上のため必要な援助を行います。 ※　障害支援区分３以上の方、施設入所と併用の場合は区分４以上の方（50歳以上の方は区分２以上、施設入所と併用の場合は区分３以上）

６　障害福祉サービス（自立支援給付）

サービス名	対象障がい	主なサービス内容
施設入所支援	㊎ ㊍ ㊌ ㊐	○ 施設において主に夜間における入浴、排泄等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。 ※ 生活介護利用者のうち、障害支援区分４以上の方（50歳以上の方は区分３以上） ※ 自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援B型の利用者のうち、入所させながら訓練等を実施することが必要、かつ通所によって訓練等を受けることが困難な方
短期入所	㊎ ㊍ ㊌ ㊐	○ 介護者の疾病その他の理由により、居宅において一時的に介護ができなくなった場合に障がい者･児を障害者支援施設や児童福祉施設等で預かり、入浴、排泄又は食事等の介護や日常生活上の援助を行います。 ※ 障害支援区分１以上の方

６－３　対象サービス一覧（訓練等給付）※ 水色の受給者証

サービス名	対象障がい	主なサービス内容
グループホーム（共同生活援助）	㊎ ㊍ ㊌ ㊐	○ 主に夜間の時間帯、共同生活を営む住居において、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。
自立訓練（機能訓練）（生活訓練）	㊎ ㊍ ㊌ ㊐	○ 自立した日常生活又は社会生活が送れるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労選択支援【令和７年10月開始】	㊎ ㊍ ㊌ ㊐	○ 就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。
就労移行支援	㊎ ㊍ ㊌ ㊐	○ 一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（A型＝雇用型）（B型＝非雇用型）	㊎ ㊍ ㊌ ㊐	○ 一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
自立生活援助	㊎ ㊍ ㊌ ㊐	○ 一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により、必要な援助を行います。
就労定着支援	㊎ ㊍ ㊌ ㊐	○ 一般就労へ移行した方に対し、就労の継続を図るために、就労に伴う生活面の課題に対し、企業・自宅への訪問等により必要な指導・助言を行います。

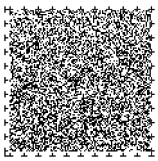

６－４　対象サービス一覧（地域相談支援）※ ピンク色の受給者証

サービス名	対象障がい	主なサービス内容
地域移行支援	㊎㊍ ㊐㊓	○ 障害者支援施設等に入所、又は精神科病院に入院している方に対し、住居の確保、その他地域における生活に移行するための相談等の支援を行います。
地域定着支援	㊎㊍ ㊐㊓	○ 居宅において単身等で生活する方について、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に対して、相談等の支援を行います。

※ 自立支援給付を受給するためには、サービス等利用計画が必要となります。
（相談支援専門員による作成に代えて、本人・家族等が作成するセルフプランを選択することも可能です。）

サービス名	対象障がい	主なサービス内容
計画相談支援	㊎㊍ ㊐㊓	○ サービス利用支援 障害福祉サービスの申請にかかる支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後にサービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。 ○ 継続サービス利用支援 一定期間ごとにその利用状況が適切であるか検証（モニタリング）し、必要に応じてサービス事業者等との連絡調整等を行います。